

## 所沢市議会傍聴規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

**第2条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

**第3条** 一般席の傍聴人の定員は、76人（うち車いす使用者2人）とする。

(傍聴証の交付)

**第4条** 会議を傍聴しようとする者は、本会議傍聴証交付申出書（様式第1号）により傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者及び所沢市職員で議長が特に必要があると認める者（以下「報道関係者等」という。）は、この限りでない。

2 傍聴証は、会議当日議会事務局所定の場所で交付する。

(傍聴できる期間)

**第5条** 傍聴人は、傍聴証の交付を受けた日に限り、傍聴することができる。ただし、報道関係者等は、当該会期を通じて、傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

**第6条** 傍聴人が入場しようとするときは、着衣の見やすいところに傍聴証を付けておかなければならない。

(傍聴証の返還)

**第7条** 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴証を返還しなければならない。ただし、報道関係者等は、この限りでない。

(議場への入場禁止)

**第8条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第10条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

**第10条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、私語を発し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話、パーソナルコンピューター、タブレット端末等を携帯する場合は、電源を切り、又は着信音が鳴らないように設定し、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

**第11条** 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第12条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第13条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第14条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年3月3日から施行する。  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特例)
- 2 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)拡大防止のため、当分の間、第3条中「76人」とあるのは「28人」とする。
- 3 当分の間、傍聴しようとする者は、様式第1号に住所及び連絡先を記載するものとする。

**附 則**(平成16年1月6日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成26年8月29日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和2年8月28日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和2年11月30日議会規則第2号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

様式第 1 号

## 本会議傍聴証交付申出書

(宛先) 所沢市議会議長

氏 名

年 月 日の本会議を傍聴したいので、所沢市議会傍聴規則第 4 条第 1 項の規定により傍聴証の交付を申し出ます。

※印のところは記入しないでください。

※NO. \_\_\_\_\_

様式第 2 号

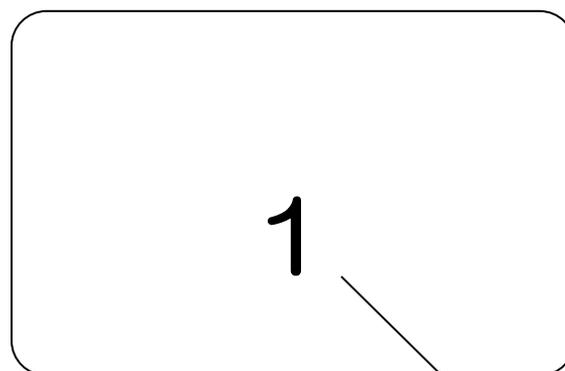
(表)

6.5cm



5.0 c m

(裏)



番号